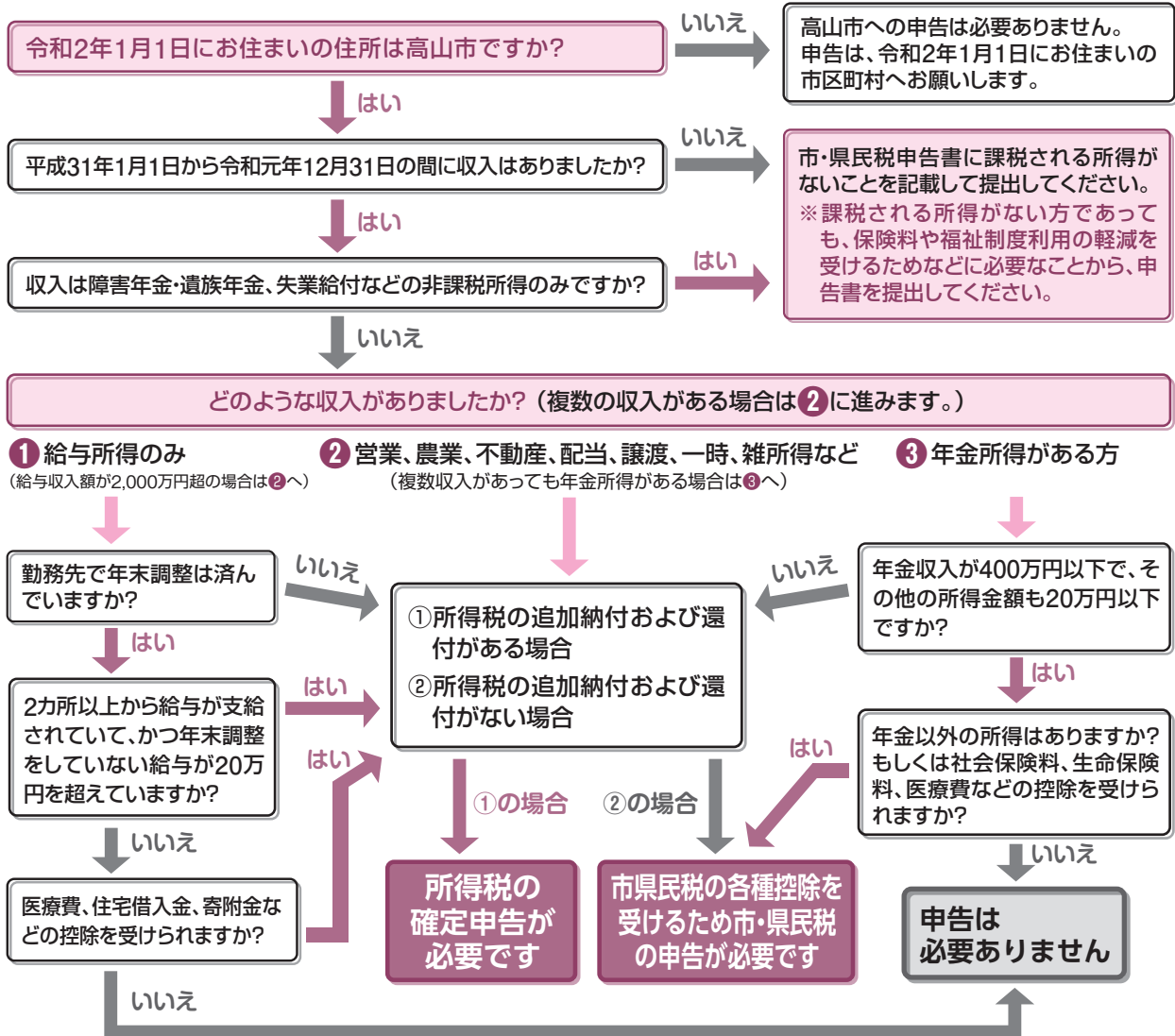


2月17日から始まります 所得税の確定申告と 市・県民税の申告相談

申告の
準備は
お早めに!

税の申告は、市・県民税のほかに、国民健康保険料や介護保険料などの算定基礎となります。申告が必要となる方はお早めに行ってください。

▼ 申告が必要かどうか、個人ごとに確認してみましょう。



【利用者識別番号の確認書類について】

相談会場で確定申告書を作成する際は、「利用者識別番号」が必要です。

相談会場にお越しの際は、下記①から③のうち、利用者識別番号が明記されているかご確認のうえ、いずれかの書類を必ずご持参ください。

また、新たに利用者識別番号を取得する場合は、高山税務署にご相談ください。

①1月もしくは2月の間に税務署から送付される通知

例：「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」「確定申告のお知らせ」

②平成30年分確定申告書の控え

③インターネットを活用して取得された場合、番号が表示された画面を印刷したもの

利用者識別番号とは

この番号は、税務署が確定申告を管理するために使用する番号です。マイナンバーとは異なりますのでご注意ください。

●番号をお持ちでない方は、国税庁のe-TAXのホームページから手続きをお願いします。

●利用者識別番号が必要な方が事前に取得されずに相談会場にお越しいただいた場合、長時間お待ちいただくことになります。

償却資産の申告はお済みですか? - 申告期限が過ぎています -

まだ提出していない方は、速やかに税務課または各支所地域振興課にご提出ください (問合) 税務課 ☎35-3627